

【資料－５】調剤ポイント付与に関する経緯の詳細

●調剤ポイント付与を実施するまで

- ・2010年10月号「DRUG STORE NEWS vol36」に「調剤ポイント実質解禁」の記事が掲載される。（雑誌記者は、「厚生労働省に確認の上掲載した」と証言）
- ・日本チェーンドラッグストア協会およびドラッグストア企業が、厚生労働省保険局に問い合わせ、調剤ポイント付与に法的問題がないことを再三再四確認した。（資料－２）
- ・2010年11月19日に藤井基之参議院議員（自民党）が「保険調剤における「ポイントサービス」の法的問題の有無について質問主意書」を内閣（国）に提出。
- ・2010年11月19日に日本薬剤師会 児玉会長が日本チェーンドラッグストア協会を訪問し、「ポイント付与は法律違反」と主張。当協会にポイント付与の自粛を要請。
- ・2010年11月23日に厚生労働省保険局医療課の薬剤管理官が当協会を訪問し、「調剤ポイントは違法に近い」とし、自粛またはそれに準ずる対応を求めてきた。管理官は「保険が使われているのだから、なじまない」と発言したのを受け、「行われている調剤付与の方法は、調剤への直接の値引きではない」と主張した。
- ・2010年11月30日藤井基之参議院議員（自民党）の質問主意書に、内閣より菅総理（当時）の名前で「康保険法等の医療保険各法においては、「ポイント」の提供又は使用自体を規制する規定はないと（禁じる法的根拠がない。違法とはいえない）」と回答される。（資料－６）
 - 厚生労働省保険局への直接の確認、内閣の質問主意書回答を受け、ドラッグストア各社が、システム設備を整備して、調剤ポイント付与サービスを行ったのである。

●厚生労働省と公正取引委員会の言い分に翻弄されるドラッグストア業界

- ・2010年12月6日に日本チェーンドラッグストア協会の常任理事会に、厚生労働省保険局の薬剤管理官が出席し、「法的な規定はないが本来の薬局の姿として経済的なインセンティブはなじまない。そういうところで競争すべきでない」と説明。
- ・同日、これを受けて、日本チェーンドラッグストア協会は、「各社の自由、しかし冷静な対応を」を業界に呼びかけた。（ニュースリリース第91号「調剤支払におけるポイント付与についてのJACDS記者発表」発行）

- ・ 2010 年 12 月 13 日に公正取引委員会を訪問し、本件に関する相談（それ以前にも、電話で相談）を行った。「団体が会員企業の事業活動を制限することはできない。（厚生労働省の見解が出れば別）」との指導を受ける。
- ・ 2010 年 12 月 14 日に 6 日の会見内容を会員へ通知した。（事務連絡No.22053「調剤支払い時におけるポイント付与について」）その内容は、「ポイント付与は否定しない、冷静で常識的な対応を依頼（100 円で 1 ポイント程度の付与程度）、過度な広告や販売促進は避けるなど」であった。
- ・ 2010 年 12 月 22 日に行政刷新会議で調剤ポイントが調剤報酬引き下げの論拠とされる内容は、「調剤ポイント付与の余裕があるなら、調剤基本料 40 点を一律 24 点が可能」というもの。これが薬局団体が恐れていたこと。
- ・ 2011 年 1 月 11 日厚生労働省保険局薬剤管理官より、「調剤ポイントが調剤報酬引き下げの論拠になって困っている」ことを聞き、再度自粛依頼される。
- ・ 2011 年 1 月 13 日に緊急集会開催を通知（開催は 1 月 24 日）。（事務連絡No.22058「調剤ポイント」付与に関する厚生労働省通知」の内容および状況説明と意見交換のための緊急集会開催について」の連絡）
- ・ 2011 年 1 月 19 日に厚生労働省保険局医療課長の通知発出。この通知の内容について薬剤管理官から、「自粛してほしい。公正取引委員会とも相談済みである」との説明を聞く。
これに対し日本チェーンドラッグストア協会は、「各社の自由であるので、それはできないが、対応は考える」と返答。
- ・ 2011 年 1 月 20 日日本チェーンドラッグストア協会は、行政刷新会議あて「調剤ポイント付与」を論拠とした調剤報酬引き下げに対しての意見を送付。調剤ポイントを調剤報酬引き下げの論拠に計算ミス（算出数値の間違い）を指摘。これによって、調剤ポイント付与を調剤報酬引き下げの論拠として使われないことになった。
（資料—3）
- ・ 2011 年 1 月 20 日に 1 月 19 日の課長通知に関する内容および 1 月 20 日の調剤ポイントを調剤報酬引き下げの論拠の間違いを会員に通知。（事務連絡No.22061「調剤ポイント付与に関する、厚生労働省通知に関して」）
- ・ 2011 年 1 月 24 日に日本チェーンドラッグストア協会は、会員企業に呼びかけ緊急集

会を実施し、厚生労働省保険局の薬剤管理官は、「自粛してほしいというのが正直な気持ち。調剤にポイントを付与するのは好ましくない姿である。サービスで競争していくのはおかしいと思っている。」と集まった会員に説明した。

- ・ 2011年1月27日・28日の全国ブロック総会で会員より本件に関する意見を聞いた。「自粛に問題はあるが、冷静な対応が必要等の意見が多かった。付与すべきではないという反対の意見もあった。日本薬剤師会、厚生労働省の求めに配慮した内容にすべし、という意見もあった。
- ・ 2011年1月28日に緊急常任理事会を開催。調剤ポイントに対する協会見解を検討した。
- ・ 2011年1月29日に、1月19日の厚生労働省保険局医療課長通知に対して「自粛を含めた冷静な対応をお願いする」との協会の見解を会員に通知。(事務連絡No.22067「調剤支払い時におけるポイント付与についての見解」) この協会通知に「公正取引委員会と相談し」としたのは、所管する厚生労働省と同業団体の日本薬剤師会が求めるような「強い自粛」ができないのは、公正取引委員会の「業界が自粛してはならない」とする意見があったためである。
- ・ 2011年1月31日にニュースリリース第92号「調剤支払い時におけるポイント付与についての見解」発行。「自粛を含めた冷静な対応をお願いする」との協会の見解を流す。
- ・ 2011年2月5日に続報を会員に通知(事務連絡No.22069「調剤支払い時のポイント付与について(続報)」)できるだけ、会員の皆様の自由な事業活動には介入しない方針に変わりはないことを伝えた。
- ・ 2011年2月4・14・15・16日に公正取引委員会より呼び出しがあった。協会よりこの件で会員に見解を出すことは独占禁止法に抵触する恐れがあるので、撤回文書を出すように指導された。
- ・ 2011年2月22日に厚生労働省、公正取引委員会、日本チェーンドラッグストア協会で話し合いを行なう。日本チェーンドラッグストア協会は、厚生労働省が「業界で自粛せよ」、公正取引委員会が「業界で自粛してはならない」とする2つの正反対意見に対し、国としての意見統一を求めた。国としての統一見解が出たらすぐ知らせてもらうことも求めた。また、公正取引委員会に、平成15年4月23日の第156回国会衆議院経済産業委員会で「ポイントは値引き」と公正取引委員長が答弁したことに矛盾

はないかただした。

- ・ 2011 年 2 月 23 日この内容を続々報として会員に通知（事務連絡No.22079「調剤支払い時のポイント付与について（続々報）」）「厚生労働省は、健康保険法の観点から自粛してほしい」「公正取引委員会は、禁止する法律がなければ、ポイント付与は自由」「かつて「ポイント付与は景品ではなく値引きにあたる」とした公正取引委員会の国会答弁」などについて話し合いがもたれていることを通知。
- ・ 2011 年 2 月 26 日に、1 月 29 日に日本チェーンドラッグストア協会が出した、これまでの見解を撤回した。さらに厚生労働省と公正取引委員会との打ち合わせで国の統一意見が決まったらすぐ知らせる旨の通知を出す。（事務連絡No.22086「調剤支払い時におけるポイント付与に関するこれまでの見解の撤回について」）
- ・ 2011 年 2 月 28 日にニュースリリース第 93 号「調剤支払い時におけるポイント付与に関するこれまでの見解の撤回について」発行。その後、まもなく東日本大震災がおこった。
- ・ 2011 年 3 月に公正取引員会は、会員各社に「自粛または冷静対応の要請」を行った日本チェーンドラッグストア協会に罰則を与え、これを公表した。（資料—7）
- ・ 2011 年 5 月 23 日厚生労働省保険局医療課薬剤管理官に、公正取引委員会と厚生労働省での統一見解についての話し合いの進捗を確認するも、まだ結論にいたっていないとの話があった。急ぐように依頼し、統一見解が出たらすぐ知らせていただくようお願いした。

●調剤ポイント付与禁止に関する動き

- ・ 2011 年 10 月 12 日に中央社会保険医療協議会総会で委員よりいきなり、「調剤ポイントに関する質問」が出る。厚生労働省保険局医療課薬剤管理官は「調剤ポイントがサービスとして定着していることが事実なら好ましくない。どのような整理ができるか検討して改めて示したい」と発言。
- ・ 2011 年 11 月 2 日に中央社会保険医療協議会総会において、厚生労働省保険局医療課薬剤管理官が、「2012 年 4 月 1 日からの調剤ポイント中止」案を出し、まったく審議されずに承認された。
- ・ 2011 年 11 月 8 日に日本チェーンドラッグストア協会は、会員に対し「緊急説明会の開催通知」を出し、10 日には会員に「調剤ポイントに関するアンケート」を実施した。

- ・ 2011 年 11 月 10 日に日本チェーンドラッグストア協会は、厚生労働省保険局医療課に質問状を提出。14 日に文書での回答と、15 日の緊急説明会に出席し説明を依頼。
- ・ 2011 年 11 月 15 日に緊急説明会を開催。これまでの経緯について事務局より説明し、厚生労働省保険局医療課薬剤管理官より中医協の決定内容が説明された。その後、会員各社より厚生労働省への質疑応答が行われた。厚生労働省保険局の質問状や参加者の質問に理解しがたい回答や誠意のない回答に集まった企業が激怒、署名活動を行うことになった。
- ・ 2011 年 11 月 21 日この緊急説明会の内容を受けて、緊急常任理事会を開催。今後の対応を協議した。
- ・ 2012 年 1 月 10 日厚生労働省保険局医療課は、中央社会保険医療協議会総会の内容で療養担当規則（省令）を変えるべく、異例の短い期間（1 月 31 日まで）でパブリックコメント（意見募集）を出す。
- ・ 2012 年 1 月 19 日に調剤ポイント付与禁止に反対する企業による『「調剤ポイント付与禁止」問題への対応についての緊急集会』が開催される。
- ・ 2012 年 1 月 27 日に厚生労働省の職員による、調剤ポイント付与に反対する既存某団体に働きかけた「やらせメール疑惑」が報じられ問題化している。
- ・ 2012 年 2 月 10 日、調剤ポイント付与継続を求める「署名活動」は、現在 60 万人を超えている。